

第4章 地域資源を活かした農村の振興・活性化

1 農山漁村の活性化に向けて

(1) 農山漁村活性化の取組

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育等に活用しながら、都市と農山漁村の共生・対流を推進し、地域の活性化と地域コミュニティの再生を支援する取組として「都市農村共生・対流総合対策交付金」が平成25年度に創設され、九州管内においてもこれまで27地域でこの交付金が活用されました。

また、九州各地のグリーン・ツーリズムの実践者等が一同に会する九州グリーン・ツーリズムシンポジウムが宮崎県下において行われ、田舎体験等を行う分科会や参加者全員による全体シンポジウムが行われました。

【九州グリーン・ツーリズムシンポジウム2014in宮崎】

(主催：九州グリーン・ツーリズムシンポジウム2014実行委員会)

民間主導となって7回目を迎える「九州グリーン・ツーリズムシンポジウム」が、平成26年12月3～4日の2日間、「祈りと感謝神話の里の田舎体験」をテーマに宮崎県で開催されました。

1日目は県内4エリア7会場で分科会を行い、各地オリジナルの田舎体験等を行い、夜は民泊等での交流会で交流を深めました。

2日目は西都市「西都原考古博物館」に集合し、全体シンポジウムとしてパネルディスカッションや参加者による検討会を行い、その後の大交流会により更なる交流を深めました。

今回も九州内外から389人が集まり、「GT先進地 九州」を再実感出来る大会でした。



シンポジウムの様子



大交流会の様子

子供たちが、農山漁村での農作業・宿泊体験等を通じて、農山漁村のありのままを知り、ものの見方や考え方を深め、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心を育むなど、力強く成長してもらうことを目的に、農林水産省、文部科学省、総務省が連携して、農山漁村における宿泊体験活動の取組を推進しています。

九州各地では、「都市農村共生・対流総合対策交付金」等を活用して、受入側の協議会等の体制整備を行うとともに、地域にある様々な自然、農林漁業、農産物の加工、農村工芸及び伝統芸能等の地域資源を活かした体験メニュー・プログラムを整備し、子供の受入れを行っています。

【子供農泊体験等受入れの取組（宮崎県：^{こばやし}小林市・^{たかはるちよう}えびの市・高原町）】

北きりしま田舎物語推進協議会は、平成23～24年度に「食と地域の交流促進対策交付金」を活用し、“農家民泊を通して体験しながら学べる場所”の確立を目指し、受入側の体制整備を行ってきました。

平成25年度には関西から4校405人、26年度には7校956人（関東1校含む）の修学旅行受入れを行い、農家での農作業体験や郷土料理の調理体験を通して生徒と農家との交流を深めており、中には農泊体験中に牛の出産に立ち会い、子牛に名前を付けさせてもらえるなど、都会ではできない貴重な体験をした生徒もいます。



さといもの草取り体験

また、都会から受け入れる修学旅行生だけではなく、地元の小中学生も受け入れており、農家民泊や日帰り農作業体験を行うことにより、自分の住んでいる田舎の「食、農、暮らし、文化」を地元の小中学生に伝える良い機会となっています。26年度は、学校の教育カリキュラムの一環として、地元中学校1校90人の1泊2日の農家民泊体験と、2校87人の日帰り農作業体験を受入れました。

農家にとっては、地元の子供たちと交流する良い機会となっており、子供たちからたくさんの笑顔と元気をもらっています。北きりしま田舎物語推進協議会では、子供たちに体験活動をとおして、教科書では学べない「生きる力」、「知恵」を学んで欲しいと願っています。



牛小屋の清掃体験

農林水産省は、県又は市町村が農山漁村の活性化を図るために農山漁村活性化法※に基づき活性化計画を作成し、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組に対して「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により支援しています。

九州では、25年度までに7県140市町村で活性化計画が策定されており、26年度は新規に26件の活性化計画が策定され、継続分と合わせ51件の活性化計画に基づく事業が行われています。

「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」の活用事例

【離島航路待合場の整備を通じた地域活性化（長崎県平戸市）】 ～飯盛地区活性化計画～

本地区は、平戸島の北方4kmに浮かぶ度島の北東部に位置しており、平戸市中心部の平戸港と度島を結ぶフェリーが島民及び来訪者の唯一の公共交通手段となっています。



古い施設（改修前）の外観

主な産業は漁業と農業であり従事者の高齢化や担い手等の課題もありますが、「盆ごうれい※」といった伝統的な祭り

の他に、島の自然環境や新鮮な海産物を活用資源として度島の魅力を創造し、交流人口の増加による地域の活性化を図っています。

しかし、地区の玄関口であるフェリーの待合所は簡易な上に手狭であり、交流人口の増加により地域の活性化につなげるには、本土との唯一の交通手段である離島航路の環境改善として待合所及び駐車場の整備は不可欠でした。



整備後の待合室

これらの施設整備を行ったことにより、フェリーを利用する地元の人々の利便性の向上のみならず新たな交流人口の開拓等、地域の活性化に大いに役立っています。

※ 度島町に江戸時代から伝わる民俗芸能で、伝承によると寛文10（1670）年に島民の平和と豊年、豊漁を祈願して起こったと伝えられている。

※ 「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」

【新規就農者のための施設整備による地域活性化（大分県豊後大野市）】

～豊後大野市農村活性化計画～

平成23年度から新規就農者の確保対策として研修ファーム事業に取り組み、多くの実践研修生を受入れ、就農・定住へとつながっています。



初出荷報告会

この事業を市外にアピールし、豊後大野市の豊かな大地、水、気候を活かして、

夏秋ピーマンを経営の柱とした新規参入者の確保を図り、ピーマン産地の維持・拡大と農村集落への定住促進を目指しています。



ピーマンの収穫作業

（２）農業と医療・福祉との連携

医福食農連携とは、医療・福祉分野と食品・農業分野が連携する取組であり、超高齢社会の到来や健康志向の高まり等による、新たな国内ニーズに対応した機能性を有する農林水産物・食品や介護食品等の開発・生産・販売、薬草等の産地形成、社会福祉法人等における農業生産の取組等、新たな可能性を持つ分野として注目されつつあります。

九州では、障がい者を雇用し、農業を通じて自立を支援する取組や、機能性食品の原料ともなる「甘草」^{かんぞう}の栽培、「べにふうき（茶品種）」の抗アレルギー作用を利用した食品の開発や「日向夏」果汁残さに含まれる骨代謝改善素材を利用した飲料の開発等、医福食農連携を実践する取組が始まっています。



甘草の栽培（熊本県合志市）^{こうしし}

（関係者間の情報交流の活性化）

農林水産省では、医福食農連携の各分野における取組の参考として、また、新たなパートナーとの連携の可能性の参考となるものとして、医福食農連携に関する全国各地の取組を取りまとめたホームページ[※]で紹介しています。

※ 農林水産省ホームページ「医福食農連携」→<http://www.maff.go.jp/j/keikaku/ifukushokunou.html>



シンポジウムの様子（福岡市）

シンポジウムでは、「医福食農連携」に関する特別講演の後、パネルディスカッションが行われ、医福食農連携の今後の可能性にも言及した意見や、マーケティングの分野に関する意見等も出され、活発な議論が交わされました。



パネルディスカッションの様子

（障がい者の農業就労の促進）

近年、福祉施設等において健康目的、生きがい目的として農作業を活用する取組が全国で見られます。また、職業として農業分野に就労する障がい者の方も増えてきています。

こうした取組を更に拡大していくため、25年10月より九州農政局ホームページ※に「農業分野における障がい者就労」を開設し、各種支援制度を紹介したパンフレットや就労マニュアルの掲載、その他障がい者雇用状況の集計結果、障がい者就農の事例等有効な情報を随時提供しています。



NP0法人にしはらたんぽぽハウス（熊本県西原村）
にしはらむら

併せて、ホームページの開設と同時に、農業関係者、福祉関係者、行政機関等を対象とした「九州農政局農業分野での障がい者就労・雇用促進ネットワーク」を開設し、加入者間相互で直接情報交換が図られる環境整備を整えました。加入者には毎月（26年度は号外を3回追加配信）メールマガジンを配信し、各種情報の提供を行っています。

※ 九州農政局ホームページ「農業分野における障がい者就労」

→<http://www.maff.go.jp/kyusyu/keiei/sien/syougaisya/index.html>

2 農業・農村機能の維持と地域資源の保全

(1) 農業・農村の持つ多面的な機能

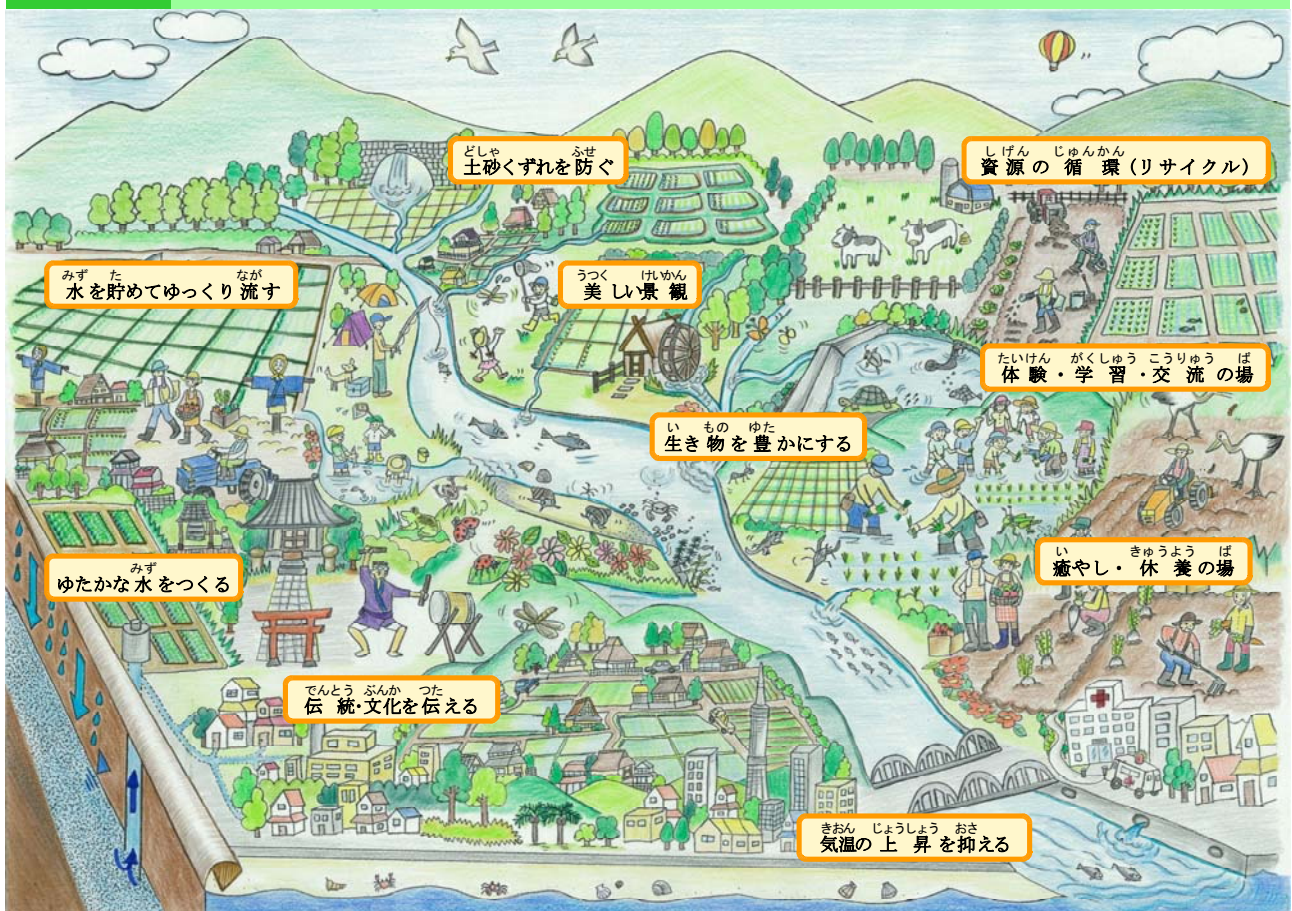
ア 農業・農村の持つ機能とその重要性

農業・農村は、食料を供給する役割だけでなく、農業生産活動を通じて発揮される国土の保全、水源の^{かんよう}涵養、生物多様性の保全、美しい景観の形成、文化の継承等、様々な役割を果たしています。

その役割による効果は、私たちの生活と密接に関わり、自然災害の軽減や豊かな水資源の供給、心身を癒やし、心の豊かさを育むといった形で国民全体が日々の生活の中で恩恵を受けています（図4-1）。

このような農業・農村の多面的機能が十分に発揮され続けるためには、農業・農村が持続的に発展することが大切です。

図4-1 農業・農村の持つ多面的機能



資料：九州農政局作成

イ 農業・農村の持つ多面的機能の発揮につながる取組

近年、管内の地域においても、農業・農村の持つ多面的機能に着目し、生き物を守り育みながら農産物を生産しブランド化する取組、農村の環境を活かした自然と農業や農耕文化・祭りの体験学習、癒やし・安らぎの場としての活用やコミュニティ再生の取組等が行われるようになってきています。

①【生き物を育みヤマネコの棲める里づくり ―生物多様性保全機能― 佐護地区資源保全活動隊（長崎県対馬市）】

佐護地区は、高齢化等に伴い農家が減少し、遊休農地が増加するなど、以前の美しい田園風景が失われつつありました。また、地区に生息し、主にネズミやカエル等を捕食する「国の天然記念物“ツシマヤマネコ”」は、対馬の水田を中心とする豊かな生態系の象徴とされていますが、生息数が減少の一途をたどっています。

このため、地区の農家は生き物を育み、ヤマネコが棲める里づくりを目標に、非農家を交えた「佐護地区資源保全活動隊」を平成19年に設立し、農地・農業用水路の共同管理を行いながら、ビオトープの設置や減農薬米の栽培等を通じて、美しく、生き物の豊かな水田環境の復活に取り組んでいます。



秋の田に現れた
ツシマヤマネコ
© 川口誠提供



ビオトープとそこに棲む生き物



ブランド米

②【鞍岡地区の農村コミュニティ再生と活性化―体験学習と教育機能― NPO法人「五ヶ瀬自然学校」（宮崎県五ヶ瀬町）】

農林業が基幹的な産業で、棚田百選や名水百選に選ばれる鞍岡地区は、過疎対策を検討する中で、子供たちが故郷に残りたくなるような地域づくりが必要と考え、地域の豊かな自然や農林業を活かした地域の活性化を推進しています。

NPO法人「五ヶ瀬自然学校」は、農村コミュニティ再生と活性化を目的に平成16年に設立され、地域の様々な団体や個人の協力を得ながら、農産物のブランド化、子供たちを対象とした自然・農業体験、交流ツアー等の体験イベントの開催、鞍岡祇園祭等の伝統芸能の継承等、地域の豊かな自然、伝統芸能、農林業を活かしたコミュニティの再生と活性化に取り組んでいます。



五ヶ瀬自然学校



伝統文化の学習（鞍岡祇園祭）



農業体験

ウ 多面的機能の発揮につながる取組の普及

多面的機能の発揮につながる取組は徐々に増えてきていますが、一般の認知度は必ずしも高いとは言えません。このような取組を広げていくためには、農業そのものや農業・農村が持つ多面的機能に対する国民の理解と、その保全につながる活動への参加がとて大



「佐賀平野『水と歴史の探検隊』」での小学生への説明



田んぼなどに棲む生き物を展示して
生物多様性保全機能等を説明
（しゅとつと？国のお仕事
～夏休み見学デー～）

九州農政局では、消費者の方々が農業・農村の持つ様々な役割やその恩恵を身近に感じ・気づいていただけるよう、農産物直売所等でのリーフレット配布、農業フェア等の地域イベントやホームページ※での多面的機能や取組事例の紹介等を通じて情報提供を行っています。

（２）中山間地域の活性化に向けて

九州における中山間地域は、総土地面積の7割を占めており、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を発揮しています。

また、経営耕地面積や農家人口に占める中山間地域の割合も、それぞれ約5割となっており、重要な農業地域となっています（表4-1）。

一方で、中山間地域では、過疎化・高齢化の進行により担い手が不足し、耕

※ 九州農政局ホームページ「農業農村の多面的機能」
→http://www.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/totishigen_tamen.html

作放棄地の増加等による多面的機能の低下が懸念されており、地域の活性化に向けた取組が求められています。

このため、農林水産省では、中山間地域の活性化の取組を支援する中山間地域総合整備事業[※]等を実施しています。

表 4-1 中山間地域の概要

区分	九 州		中山間地域の割合 ②／① (%)
	①	うち、 中山間地域 ②	
総土地面積 (km ²)	42,191	31,077	73.7
経営耕地面積 (総農家) (ha)	367,315	174,036	47.4
農家人口 (販売農家) (千人)	865	428	49.5
うち、65歳以上 (千人)	316	165	52.2
耕作放棄地面積 (ha)	60,570	36,171	59.7

資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」(組替)

注1：農家人口とは、農林業センサス結果における農家世帯員数である。

2：耕作放棄地面積は、販売農家、自給的農家、土地持ち非農家の合計である。

3：中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分」(平成25年3月28日改定)における、中間農業地域及び山間農業地域を指す。

【中山間地域で農地造成による活性化の取組 (宮崎県諸塚村)^{もろつかそん}】

諸塚村は、宮崎県の北西部に位置し、標高千m級の山々に囲まれており、林野率は95%と高い一方、農用地率は0.7%と低く、農業の生産条件が厳しい地域です。

このような中、村内の柳^{やなぎ}の越団地^{こえ}では、平成18年度中山間地域総合整備事業



ハウス栽培の状況



ハウス内のミニトマト

により2.6haの農用地を造成しました。

農用地の造成を契機に、Uターン等による新規就農者6人が入植して、ハウス栽培に取り組み、ほうれんそう、ミニトマト、スイートピー等の生産を意欲的に行っています。

また、高冷地の気候を活かすことで、年

※ 農業の生産条件等が不利な地域の実情を踏まえ、中山間地域の活性化に意欲のある地域を対象とし、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤の整備と併せて農村生活環境基盤等の整備を総合的に行う事業です。

間を通して安定した農作物の供給が可能となり、生産条件の厳しい中山間地域において独自の農業経営を確立するとともに、定住対策にもつながっています。



ハウス内のスイートピー

（中山間地域等直接支払制度を活用した取組等）

農業生産条件が不利な中山間地域等の支援を行い、耕作放棄地の発生防止による多面的機能の維持を図ることを目的として、平成12年度から「中山間地域等直接支払制度」が導入されています。

本制度においては、集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた「協定」を締結し、5年間農業生産活動を維持することが要件となっています。

22年度からは、高齢化等によって農業の継続が困難となる農地が生じた場合に、誰がどのように管理するのかを集落協定に位置付けることで交付金を受けることが可能となるなど、地域における高齢化の進行にも十分配慮した、より取り組みやすい制度に見直した上で、第3期対策として実施されています。

26年度末までに、九州では163市町村で計6,028協定が締結され、その交付面積は約8万7千haとなっています。

本制度によって、水路・農道等の維持管理のほか、機械・農作業の共同化、農産物の加工・販売、都市住民との交流等、農業のみならず地域の活性化につながる様々な取組が展開されています。

【法人化による農地の利用集積と大豆生産の取組（大分県臼杵市）】

～ 野津町柚野木 黒坂集落 ～

黒坂集落では、平成12年度から「中山間地域等直接支払制度」に取り組み、転作作物である大豆に加え、葉たばこを主体とした営農を行うとともに、集落営農組織への農地の利用集積と農作業の共同化を図ってきました。



地域農業を担う法人の設立総会

さらに、22年度から実施している本制度（第3期対策）では、大豆の生産を中心とした農事組合法人「くろさか」を設立し、地域の担い手として農作業の省力化や規模拡大を図っています。



大豆の管理作業

法人で利用権設定及び作業受託している農地は6.6haで、収穫した大豆は農協へ販売しています。

また、柵やネット等の設置による鳥獣害防止対策や農道・水路の管理・補修のほか、景観作物としてコスモスの作付けを行い、農地の維持管理を行っています。

（3）農地・農業用水等の保全管理の現状と取組

ア 保全管理の現状

近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。このため農林水産省では、19年度から「農地・水・環境保全向上対策」により、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取組を支援してきました。

23年度からは同対策に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修等の取組を支援する「農地・水保全管理支払交付金」による対策を実施しています。

また、26年度からは、新たに創設された「多面的機能支払交付金」においても、引き続き農地維持（水路の泥上げ等）や資源向上（植栽やビオトープづくり等）の地域共同活動を支援しています。

九州では、農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的保全管理や質的向上を図る活動は、26年度末（27年1月末時点見込み）で204の市町村において4,436の活動組織により取組が行われており、取組農地面積は22万9,556haとなっています。

また、農業用排水路等の長寿命化のための活動は、26年度末（27年1月末時点見込み）で153の市町村において1,946の活動組織により取組が行われており、取組農地面積は11万6,701haとなっています。

【佐^さ織^{おり}環境保全組合（佐^さ賀^か県小^こ城^ぎ市）】

～地域で守る農村環境～

佐賀県小城市の佐織地域は、佐賀平野の中央に位置し営農が盛んな地域

です。集落全体で豊かな農村環境を守っていくことを目的として、平成19年度より農地・水・環境保全向上対策に取り組んでいます。

水路の泥上げ等、地域資源の維持に係る活動については、農業者を中心に集落ぐるみの取組を行っています。また、老人会や婦人会、夏休みには子供クラブと連携し、施設の清掃やすいせんの植栽等、地域内の農村環境保全に取り組んでいます。

今後も、次世代を担う子供たちに農業の大切さや農村環境の持つ魅力を伝えていきたいと考えています。



子供クラブとの清掃活動



すいせんの植栽活動



水路の泥上げ

イ 農地・水保全管理支払交付金にかかる関係機関の取組

九州では、活動組織の更なる意識の高揚と情報の共有化を図るため、「ふるさと環境フォーラム・九州連絡会」の主催による『九州「農地・水・環境保全」フォーラム in 大分（26年10月）』をはじめ、シンポジウム、活動組織の集い等、様々な取組が行われています。



事例発表の様子（「農地・水・環境保全」フォーラムin大分）

取組の中で行われる活動組織の事例発表を通じて、「農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農用地、水路、農道等の農業資源に加え、自然・景観・生物多様性・伝統文化等の地域資源を保全・継承する」ことへの意識高揚が図られました。

～各県で開催された取組～

26年 7 月	長 崎 県	「平成26年度長崎県日本型直接支払制度取組拡大大会」
26年 8 月	鹿児島県	「平成26年度鹿児島県水土里サークル活動推進大会」
27年 1 月	福岡 県	「平成26年度多面的機能支払交付金の実施に係る研修会」
～ 2 月		
27年 2 月	佐 賀 県	「平成26年度佐賀県農地・水・環境フォーラム」
27年 3 月	熊本 県	「くまもと・むらの再生フォーラム」

3 耕作放棄地の現状と解消に向けた取組

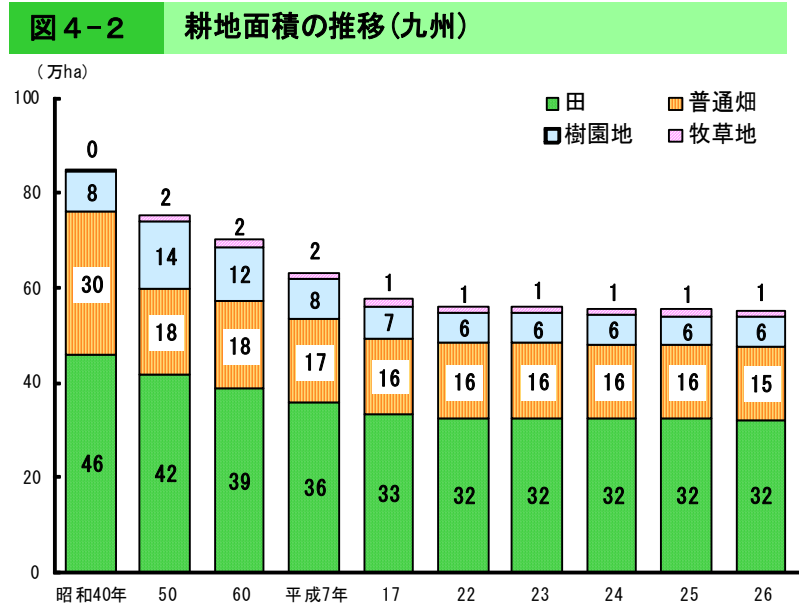
(1) 耕地面積と耕地利用率

(九州の耕地面積は2,900ha減少)

平成26年7月15日現在の九州の耕地面積(田畑計)は54万9,700haで、荒廃農地、宅地等への転用により、前年に比べて2,900ha減少しました。

田畑別にみると、田は32万300ha、畑は22万9,400haで、前年に比べて1,200ha、1,800haそれぞれ減少しました(図4-2)。

耕地面積は、年々減少を続け、25年では昭和40年の3分の2まで減少していますが、近年では荒廃農地対策の推進等によって畑の復旧が行われるなどにより減少幅が緩やかになっています。

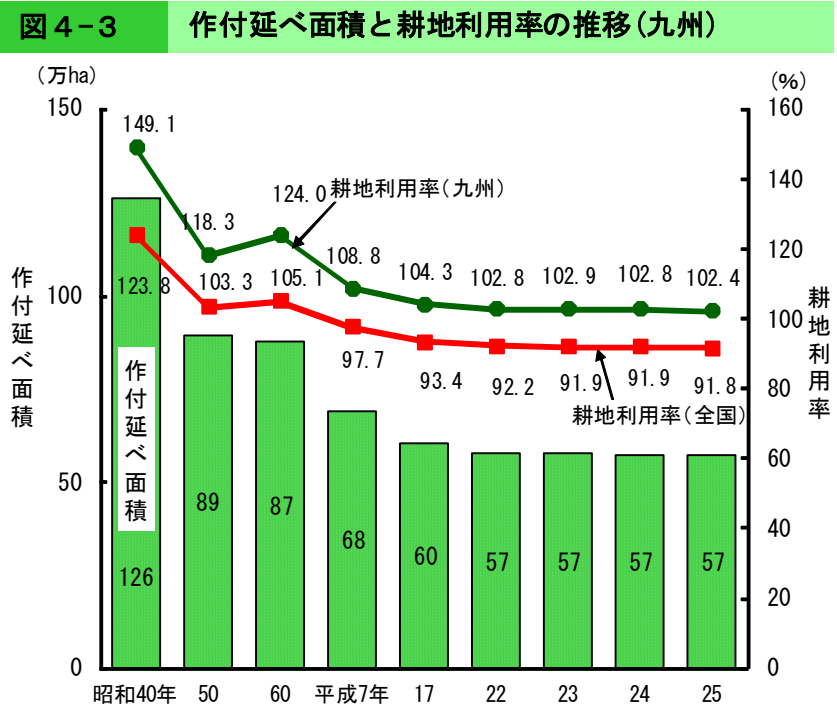


資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

(九州の耕地利用率は前年に比べて0.4ポイント低下)

平成25年の耕地利用率(九州)は102.4%で、前年に比べて0.4ポイント低下しました。これは、麦類・果樹等が減少したためです。

耕地利用率の動向をみると昭和40年の149.1%から50年には118.3%と大幅に低下したものの近年は横ばいで推移しています(図4-3)。



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

(2) 耕作放棄地解消の取組

ア 耕作放棄地の実態及び解消面積

農林業センサスによる平成22年の九州の耕作放棄地面積は6万570haとなっています(表4-2)。

一方、「平成25年の荒廃農地の面積について」によれば、「再生利用が可能な荒廃農地」は2万8,194haとなっています。また、再生利用された荒廃農地は3,061haとなっています(表4-3)。

表4-2 耕作放棄地面積(各年とも2月1日現在)

区 分	平. 22 (ha)	平. 17 (ha)	対前回比 (%)
全 国	395,981	385,791	2.6
九 州	60,570	60,899	▲ 0.5
福 岡 県	7,189	7,030	2.3
佐 賀 県	4,777	4,458	7.2
長 崎 県	11,742	13,033	▲ 9.9
熊 本 県	12,032	11,675	3.1
大 分 県	8,373	8,013	4.5
宮 崎 県	4,678	4,685	▲ 0.1
鹿 児 島 県	11,778	12,004	▲ 1.9

資料：農林水産省「農林業センサス」

注：耕作放棄地とは、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地(農家等からの申告を集計)。

表4-3 荒廃農地の面積(平成25年実績値)

区 分	荒廃農地面積 (ha)	再生利用が可能な 荒廃農地 (ha)		再生利用された面積 (ha)
		再生利用が可能な 荒廃農地 (ha)	再生利用が困難と 見込まれる荒廃農地 (ha)	
全 国	264,508	132,903	131,606	14,916
九 州	67,722	28,194	39,528	3,061
福 岡 県	4,752	2,432	2,320	273
佐 賀 県	4,181	3,045	1,137	205
長 崎 県	16,719	5,718	11,002	739
熊 本 県	9,330	4,726	4,604	409
大 分 県	10,926	3,118	7,807	420
宮 崎 県	2,724	1,554	1,170	278
鹿 児 島 県	19,090	7,601	11,489	737
(参考) 九州(24年)	65,166	29,438	35,729	2,825

資料：農林水産省「平成25年の荒廃農地の面積について」

注1：九州及び九州管内各県の値については、26年3月までに報告のあった同管内233市町村(25年3月現在)の実績値である。また全国の値については東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難指示のあった福島県の町村等12市町村を除いた実績値である。

2：「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」のことをいう。

3：「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」のことをいう。

4：「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」のことをいう。

耕作放棄地の増加は、国土保全や水源涵養等、農業の有する多面的機能の低下や、病虫害、鳥獣被害の発生等にも結び付くおそれがあることから、その解消や発生防止を図ることが必要です。

イ 耕作放棄地解消への取組

耕作放棄地の解消のため、管内の各県、市町村では耕作放棄地対策協議会が設置され、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の交付を通じた耕作放棄地の再生・利用に向けた雑木等の除去や土づくりといった取組のほか、県単独事業等を活用した再生農地での農業施設の整備といった取組が進められています。

また、24年度からは、集落や地域における話し合いを通じて、今後の担い手への農地集積方法や地域農業のあり方等を定める「人・農地プラン」の策定を推進しており、耕作放棄地対策が同プランに位置付けられることで更なる耕作放棄地の発生抑制や解消につながるものと期待されます。

【農地所有者への指導や企業参入により耕作放棄地解消を推進

(大分県^{うすきし}臼杵市)

～臼杵市農業委員会～

臼杵市では、農家の高齢化や農産物価格の低迷、里山近くの農地では鳥獣害による営農意欲の減退等により耕作放棄地が増加しています。

このため、農業委員会は農地パトロールの中で、農地地図情報システムを活用して現地調査を実施し、対象農地を特定して所有者へ解消指導を行っています。この取組により平成23年に65haの耕作放棄地が解消されました。

また、臼杵市が企業の農業参入を推進しており、農業委員会でも参入企業に対し、積極的に農地情報等を提供するなど関係機関と連携し耕作放棄地の活用を働きかけています。

その結果、企業参入により13～24年度で55haの耕作放棄地が解消されました。



農地地図情報システム（タブレット）
を活用した現地調査



有機栽培茶園として活用

4 鳥獣被害とその対策

ア 農作物被害の状況について

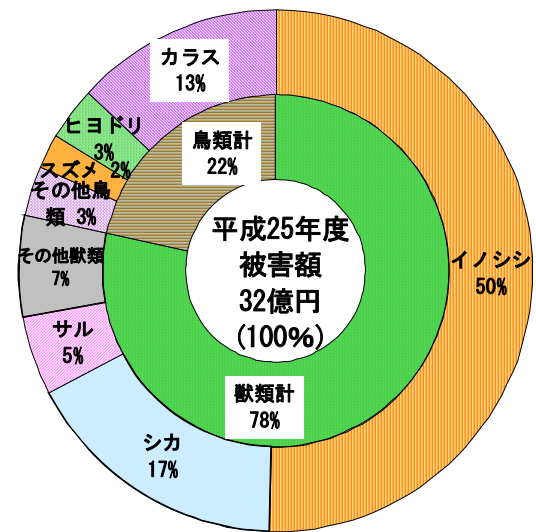
野生鳥獣の生息分布域が拡大し、農作物の被害金額は、平成25年度、全国で199億円となっており、毎年200億円規模で推移しています。

九州では、イノシシ、シカを中心に約32億円の被害報告があります。獣種別にみると、獣類では、イノシシが50%と半数以上を占め、次いで、シカ17%、サル5%の順となっており、鳥類では、カラスが13%で最も多く、次いで、ヒヨドリ3%、スズメ2%となっています（図4-4）。



サルによる食害（みかん）

図4-4 獣種別農作物被害額(九州)



資料：農林水産省

注：数値は四捨五入のため、計と内訳は一致しない。

野生鳥獣による被害について、特に、収穫時の被害は、被害金額に現れない営農意欲の減退、ひいては不作付地の増加にも大きくつながることが懸念されています。

また最近では、農林水産業に係る被害に加えて、鳥獣等が住宅街に現れることによる人の身体等への被害や交通事故等の生活環境被害の影響についても懸念されています。

イ 鳥獣被害防止特措法に基づく地域主体の取組

このように鳥獣による被害が深刻化・広域化していることから、20年2月に「鳥獣被害防止特措法[※]」が施行され、この法律に基づき、被害軽減の目標値や取組方針等を定めた被害防止計画を作成した市町村には、国が財政上の措置を講じるなど、各種の措置が受けられます。

26年10月末現在、九州では全市町村の9割以上を占める223市町村（管内の全市町村数233）が計画を作成し、地域主体の取組が着実に進んでいます（表4-4）。

※ 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」

表 4-4

被害防止計画の作成状況
(平成26年10月末現在)

区 分	全市町村数	被害防止計画作成
全 国	1,741	1,404
九 州	233	223
福 岡 県	60	57
佐 賀 県	20	20
長 崎 県	21	21
熊 本 県	45	44
大 分 県	18	17
宮 崎 県	26	26
鹿児島県	43	38

資料：農林水産省

注：東京都の特別区(23区)を含む。



侵入防止柵（金網＋電気柵）

ウ 被害防止計画に基づく取組に対する総合的な支援

農林水産省では、市町村が作成した被害防止計画の取組を、鳥獣被害防止総合対策交付金により総合的に支援しています。

26年度は、鳥獣被害対策実施隊による捕獲等地域ぐるみの被害防止活動、侵入防止柵の整備及び県域をまたがる複数の市町村が連携して行う広域的な取組に対する支援を実施しました。

また、野生鳥獣の個体数増加に対応するため、24年度補正予算で鳥獣害防止緊急捕獲等対策として、捕獲活動の更なる強化や地域の実情に応じたきめ細やかな侵入防止対策を26年度まで緊急的に実施しています。

さらに、市町村が作成した被害防止計画を適切に実施するため、捕獲をはじめとする被害防止活動の担い手である「鳥獣被害対策実施隊」が、全国で939市町村、九州では207市町村（26年10月末現在）に設置されています(表4-5)。

表 4-5

鳥獣被害対策実施隊の設置状況
(平成26年10月末現在)

区 分	全市町村数	鳥獣被害対策実施隊の設置数
全 国	1,741	939
九 州	233	207
福 岡 県	60	54
佐 賀 県	20	20
長 崎 県	21	21
熊 本 県	45	35
大 分 県	18	17
宮 崎 県	26	26
鹿児島県	43	34

資料：農林水産省

注：東京都の特別区(23区)を含む。

エ 九州農政局の取組

九州地域において、野生鳥獣に対する適切な保護・管理、効率的な防除のあり方を検討する場として、九州地域野生鳥獣対策連絡協議会を設置し、定期的

に情報交換を行っています。現在、協議会構成機関である九州森林管理局並びに九州地方環境事務所と連携し、国有林や国立公園等に隣接する地域における実態・要望を踏まえた具体的な課題、対応策を検討しています。

また、「鳥獣被害の現状と対策について（九州農政局版）」を作成し、管内の取組事例等を掲載することにより、各地域での被害防止活動の推進を図っています。

【^{うん ぜん し}雲仙市鳥獣被害対策実施隊が農林水産大臣賞を受賞】

農林水産省では、鳥獣被害対策に取り組み、被害防止活動への貢献が顕著であると認められる個人及び模範となる団体の表彰を通じて、その取組を広く紹介することにより、各地域での被害防止活動の推進を図ることを目的として、平成21年度から、「鳥獣被害対策優良活動表彰」を実施しています。



表彰式での事例発表の様子

26年度の表彰において、長崎県の雲仙市鳥獣被害対策実施隊が、九州では初の農林水産大臣賞（団体の部）を受賞しました。

雲仙市鳥獣被害対策実施隊の活動は、青年農業者を主体とし、行政や地域住民らと共に、農家の視点で総合的な対策を積極的に実践かつ指導し、その成果を点検することにより継続的な取組を実施しています。この結果、イノシシ被害が大幅に減少しました。

農業者自らが狩猟免許を取得し、行政や地域住民と連携した被害対策は、被害対策を効果的に推進する実施隊の全国モデルとして大いに期待されます。

5 エネルギー生産への農山漁村の資源の有効活用

(1) 再生可能エネルギー導入の取組

農山漁村は、森林資源等のバイオマス、水、土地等の資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用の面で高いポテンシャルがあります。

九州は太陽光や水力等、自然エネルギーに恵まれており、平成24年7月から開始された固定価格買取制度を利用することにより、再生可能エネルギーによる農山漁村の活性化が期待されます。

26年9月以降、複数の電力会社が、管内で電力の安定供給に支障が生じるおそれがあることを理由として、再生可能エネルギー発電施設に対する接続申込の回答を一時的に保留する状況となりました。

このような中、農地の利用を求める動きも増大していることから、発電設備の性急な整備により、農林漁業の健全な発展に必要な農林地等が失われ、これらの機能の発揮に支障を来す可能性もあります。

農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギー導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する法制度として、農山漁村再生可能エネルギー法[※]が、26年5月に施行されました。

九州農政局では、26年7月から管内15地区で、県、市町村、事業者、

農林業関係団体等を集め、国の基本方針等の策定に当たり、現場の方々の意見を伺うための説明会を開催するなど普及啓発に努めました。

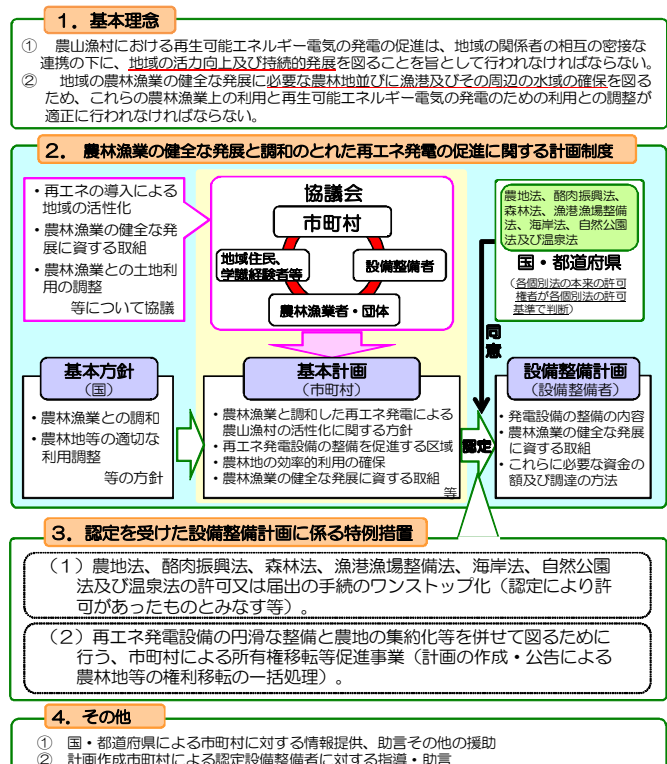
※ 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」

表 4-6 固定価格買取制度の買取価格・期間
(平成26年度の買取価格)

電源	調達区分	調達価格(税抜き)	買取期間
太陽光	10kW以上	32円/kWh	20年
	10kW未満(余剰買取)	37円/kWh	10年
	10kW未満(ダブル発電・余剰買取)	30円/kWh	
風力 (洋上風力)	20kW以上	22円/kWh	20年
	20kW未満	55円/kWh	
	20kW以上	36円/kWh	
地熱	1.5kw以上	26円/kwh	15年
	1.5kw未満	40円/kWh	
中小水力 (新設)	1,000kw以上30,000kw未満	24円/kwh	20年
	200kw以上1,000kw未満	29円/kwh	
	200kw未満	34円/kwh	
(既設導水路 活用型)	1,000kw以上30,000kw未満	14円/kwh	
	200kw以上1,000kw未満	21円/kwh	
	200kw未満	25円/kwh	
バイオマス	メタンガス発酵ガス化	39円/kWh	20年
	未利用木材	32円/kWh	
	一般木材等	24円/kwh	
	リサイクル木材	13円/kwh	
	廃棄物(木質以外)	17円/kwh	

資料：経済産業省資源エネルギー庁の資料を基に九州農政局で作成。

図 4-5 農山漁村再生可能エネルギー法の概要



26年12月には管内初の基本計画が熊本県菊池市により作成され、この基本計画に基づき、1月14日に全国で初の設備整備計画が認定されました。

さらに鹿児島県薩摩川内市においても27年3月に基本計画が策定されています。

【全国初の設備整備計画認定（熊本県^{きくちし}菊池市）】

同市^{きょくし}旭志地区の農地8.5haに約7メガワットの太陽光発電所を建設、全量を九電に売電する計画です。売電収益の一部を、菊池ブランドを確立し農業の活性化を図る、物産館（有）旭志村ふれあいセンター）の出荷者協議会を通じ、生産者に生産資材等の購入助成をすることで地域に還元するとしています。



建設予定地

【改正省令の特例措置】

昨今の再生可能エネルギーの急速な拡大に伴い、新たな出力制限ルールを導入など固定価格買取制度の運用が見直され、その関連改正省令[※]が平成27年1月22日に公布されました。

その中で、地域に存するバイオマスを原則8割以上活用するなどの要件を満たす、農山漁村再生可能エネルギー法の設備整備計画に認定された木質バイオマス発電については、出力制御が困難な場合、出力制御の対象外となっています。

※ 資源エネルギー庁「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」

（２）小水力発電等の再生可能エネルギーの有効利用に向けて

近年、揚水ポンプ等電力を使用する土地改良施設の増加に伴い、電力料等の維持管理費が増大し、適切な機能発揮に支障が生じていることから、農村地域に賦存^{ふぞん}する水力や太陽光の活用により電力料の軽減を図るとともに、温室効果ガス排出量の削減にもつながる取組が進められています。

九州農政局では、小水力等再生可能エネルギー導入推進事業等により、小水力等発電施設の整備に係る可能性の調査を行うとともに、概略設計や基本設計のほか、各種法令に基づく協議等の取組を支援しています。

（小水力発電施設の導入）

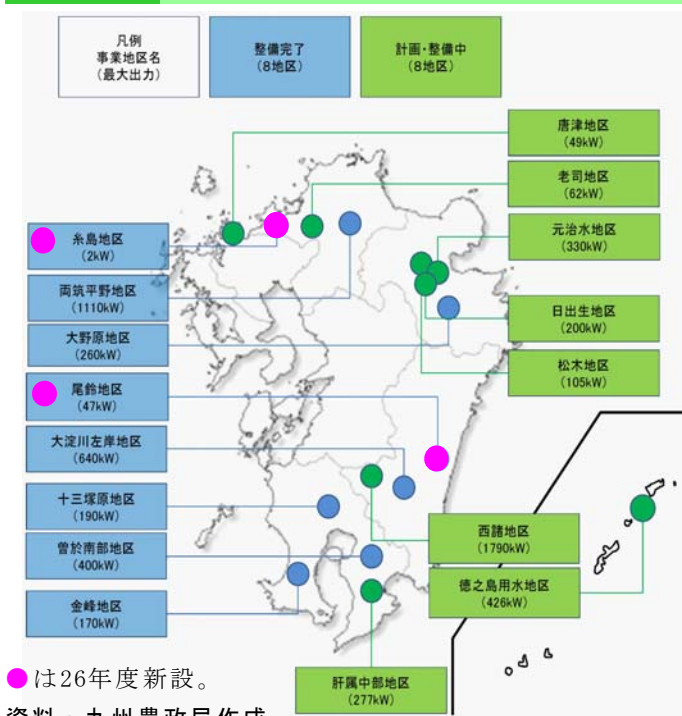
九州の小水力発電施設は、26年度に2か所が新設されたことで、8施設が稼働しており、現在、さらに8地区において設置が計画されています（図4-6）。



県営かんがい排水事業

「りょうちく 両 筑平野地区」の小水力発電施設

図4-6 九州管内の小水力発電の設置状況



（太陽光発電施設の導入）

土地改良施設における太陽光発電は、管内5地区(最大出力16～104kW)が稼働しており、土地改良施設（揚水ポンプ等）への電力供給や土地改良施設等の維持管理費の軽減等に寄与しています。



農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
「おかがき 岡垣地区」（福岡県おかがまち 岡垣町）の太陽光パネル

（3）豊富なバイオマスを活かして

ア バイオマス事業化戦略

未利用のバイオマス資源を効率的な一貫システムで原料収集から製造・利用までできれば、地域の産業・雇用創出、地域循環型のエネルギー供給の強化、循環型社会の形成に貢献できます。このことを実現するための指針として、24年9月に国のバイオマス活用推進会議※は、「バイオマス事業化戦略」を取りまとめ、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とする、環境にやさしく災

※ バイオマス活用推進基本法に基づき設置。7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の担当副大臣又は政務官で構成。

害に強いまち・むらづくりを目指す「バイオマス産業都市」の構築を推進していくこととしました。

イ バイオマス産業都市構想の構築

バイオマス産業都市構想を作成し、バイオマス産業都市の認定を受けると、地域バイオマス産業化推進事業等、7府省の支援を受けることができます。

九州農政局では、25年度に4地区、26年度に1地区の構想作成を地域バイオマス産業化支援事業で支援しました。また、九州地域バイオマス関係機関連絡会等を活用し本施策に関する情報発信を行っています。

ウ バイオマス産業都市の選定

関係府省が共同で募集を行い応募のあったバイオマス産業都市構想の提案の中から、先導性、実現可能性、地域波及効果等を総合的に評価しバイオマス産業都市が選定されます。26年度は管内で初めて、以下の3地区が選定されました。

福岡県みやま市は、生ゴミ・食品廃棄物及びし尿・浄化槽汚泥等のメタン発酵発電・液肥化を軸として、低品質な海苔を良質な^{たいひ}堆肥にする研究等、独自の取組を進めています（図4-7）。

図4-7 みやま市バイオマス産業都市構想



資料：福岡県みやま市作成

佐賀県佐賀市は、清掃工場のゴミ焼却で発生する二酸化炭素を分離回収し、農作物栽培や藻類^{そうるい}培養に活用する先進的な事業や下水浄化センターの汚泥処理から発生するメタンガスを活用したバイオガス発電に取り組めます。

また、大分県佐伯市^{さいきし}では、林地や製材工場で発生する残材等を使った木質バイオマス発電や食品廃棄物を発酵させて得たメタンガスをエネルギーとして活用するバイオガス発電に取り組めます。

農林水産業・地域の活力創造プランでは、30年までに全国で約100地域のバイオマス産業都市構築を目指しており、これまで、全国で22地域が選定されています。